

<お寺と商標トラブル>

執筆：篠田賛治

「墓じまい（墓仕舞い）」という言葉が新聞やテレビニュースで聞かれたことはないでしょうか？少子高齢化のために、先祖が建てた墓を子孫が管理及び維持していくことが困難となり、高齢者である墓の管理者（使用者）が墓を処分して、土地を墓園等に返還することです。埋葬されていた遺骨は、共同墓地に改葬されたり、寺院に永代供養を依頼されたりして、親族が直接盆や彼岸に墓参りしたり、毎年墓地使用料を納付したりする必要がなくなります。執筆者は神戸市内の公設墓園にある曾祖父が建てた墓を管理していますが、使用料を支払う子孫がいなくなって、撤去されて更地になった区画や、撤去予告の札が立った墓が最近では多く見かけられるようになりました。

今回は、「墓じまい」によく似た「仏壇じまい」という標章に関して、知的財産権とはおよそ無縁と思われるお寺が商標トラブルに見舞われた事例を取り上げたいと思います。



墓と同様に、自宅に設置されてきた仏壇についても、子供がいなかったり、子供が仏教徒ではなかったり、他家に嫁いだ娘しか子供がいなかったりという場合、自分が現在祭っている仏壇及び位牌を引き継いでもらうことができなくなってしまう可能性が高いです。そのため、高齢者が、自分が元気なうちに仏壇や位牌も処分するというケースが増えているようです。タンスやベッドのような家具類とは異なり、仏壇を「粗大ゴミ」として簡単に処分することは憚られるので、僧侶に供養（僧侶にお経を拝んでもらい、仏壇や位牌から魂を抜くための儀式）してもらった後、適切に廃棄処分することが好ましいため、子供に負担をかけないように、高齢者が自分で処分することが殆どです。子供がいなかったり、子供がいても菩提寺との付き合いがなかったり、仏教徒でなかったりする場合、親が死亡した後、仏壇の処分方法がわからず、どこに相談したらよいかもわからないという状況に陥る可能性がありますので、高齢者がいわゆる「終活（人生の最後を迎えるに当たって様々な準備をすること）」の一環として、「墓じまい」だけでなく「仏壇じまい」も行うことは、子孫に対しては、ある意味親心と言えるのかもしれませんが。

最近では、寺院と協力し、不要になった仏壇を供養した後、分別回収し、適切に廃棄処分する処理業者もあるようで、インターネット上に広告を出している業者も多いです。同様に、不要になった仏壇の供養を行い、適切に廃棄処分することを寺院がホームページ上に表示（実質上の広告）しているケースも見受けられます。ある寺院でも、不要となった仏壇の供養と処分を行うことについて「仏壇じまい」という言葉をホームページ上に表示していました。すると、ある会社から「商標権の侵害である」との警告書が送られてきたそうです。警告書及び寺院ホームページの具体的内容は不明ですが、「仏壇じまい」という登録商標は実在しており、商標権者である会社からの警告書送付であったようです。そして、その寺院は、トラブル回避のために「仏壇じまい」という言葉をホームページから削除したそうです。

さて、寺院がホームページにおいて、「当寺では、仏壇じまいに際して、仏壇の供養を承っております」というような表示をすることが、商標権の侵害となるでしょうか？問題の登録商標は、第 35 類が指定役務になっています。

第 35 類 僧侶の紹介、僧侶のあっせん、インターネット及びその他の媒体を利用した僧侶の紹介に関する情報の提供、インターネット及びその他の媒体を利用した僧侶のあっせんに関する情報の提供、インターネット及びその他の媒体を利用した仏壇引取業者の紹介、インターネット及びその他の媒体を利用した仏壇引取業者のあっせん、インターネット及びその他の媒体を利用した仏壇引取業者の紹介に関する情報の提供、手元供養商品の紹介、インターネット及びその他の媒体を利用した手元供養商品の紹介、手元供養商品売買契約の媒介および取次、インターネット及びその他の媒体を利用した手元供養商品の売買契約の媒介および取次、インターネット及びその他の媒体を利用した手元での供養に使用する商品の販売に関する情報の提供、インターネット及びその他の媒体を利用した仏壇・仏具販売業者の紹介、インターネット及びその他の媒体を利用した仏壇・仏具販売業者のあっせん、インターネット及びその他の媒体を利用した墓地および納骨堂提供者の紹介、インターネット及びその他の媒体を利用した墓地および納骨堂提供者のあっせん

まず、「仏壇じまい」という文字標章は、明らかに「仏壇を処分（廃棄）する」という観念を表しており（「墓じまい」程は著名とは言えないでしょうが・・・）、仏壇を処分する行為そのものを意味する普通名称であると日本国内では捉えられているのではないのでしょうか？そして、仏壇の処分・廃棄・解体等に関する役務を指定役務とする場合、本来は拒絶されるべきであったのではないのでしょうか？

また、このような寺院のホームページ上における「仏壇じまい」という表示は、商標的使用態様に該当するとは言いがたいと考えられます。「仏壇じまい」をするに当たって寺院が供養することを PR しているだけであり、「仏壇じまい」という表示が、自他役務識別力を有するような標章の使用の仕方であるというには無理があるでしょう。

さらに、寺院は廃棄される仏壇の「抜魂」（僧侶がお経をあげて、仏壇又は位牌から魂を抜くための儀式）を行い、その後の仏壇の廃棄処分は、廃棄物処理業者が行うのが通常であると言えます。そうすると、寺院が仏壇の廃棄処分に先立って宗教的儀式を行うことが、第 35 類の役務と同一又は類似する役務であると言えるのでしょうか？寺院は、仏壇取引業者のあっせんや手元供養商品の売買契約の媒介・取り次ぎを通常はしないでしょうから、ホームページ上の表示は、指定役務と同一又は類似する役務について、登録商標を使用していることにはならないと判断されるべきでしょう。

警告書を受けた寺院は、「商標権の侵害ではない！」と突っぱねてもよかったのではと思われませんが、余計なトラブルを回避するためにホームページの表示を変更されたようです。警告書が弁理士や弁護士によって作成されていたかは新聞記事にも記載されておらず不明ですが、登録商標が無効理由を有している可能性も高く、ホームページ上に「仏壇じまい」という言葉が表示されていることのみを取り上げて寺院宛に警告書を送付していることから、専門家ではなく商標権者である企業が直接警告書を送付したのかもしれませんが。

近頃、流行語が安易に商標登録出願される事も多いようですが、今回のケースのように、「仏壇じまい」という言葉自体を使った（ホームページに表示した）だけでは、商標権の侵害にはならない可能性が高いです。お寺宛にさえ警告書が送られてくるのですから、一般企業宛に特許権又は商標権の侵害であるとして突然警告書が送付されてくることは十分起こり得るといえます。そのような場合、まず専門家である弁理士や弁護士に相談し、適切に対処されることをお奨めします。

なお、「墓じまい」と比較すると、「仏壇じまい」の方が容易といえます。なぜなら、墓には遺骨が埋葬されていますので、墓石を解体して廃棄するだけでは足りず、遺骨を適切に別の場所に移す必要もあります（遺骨の処理は、墓の使用者が行う必要があります、通常、石材店ではしてもらえません）。遺骨の移動には、改葬許可証等の書類を取り寄せ、どこかの寺院に遺骨を永代供養してもらうように手配したり、共同墓園等に埋葬したりする必要があります。また、墓石は重量物であり、解体及び運搬も専門業者に依頼しなければ不可能です。そのため、「墓じまい」は小さな墓でも20～30万円程度はかかります。大きな墓であれば100万円以上かかる場合も多いでしょう。一方、仏壇には、タンスの上に置けるような小さなサイズもあるので、そのような小型仏壇であれば、処理費用も安価で済むでしょうし、遺骨のように証明書を取り寄せる必要もありません。大きな仏壇であっても、処分費用だけで数十万もかかることはまれでしょう（寺院への供養料（お布施）は含まず、単純に処分費用だけの話です）。

